

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の 税制上の支援についてのご案内

▶ 問合せ 役場税務課

軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

軽自動車税環境性能割（旧自動車取得税）の特例措置の適用期限が半年間延長されます。

■適用期限 変更前 2年9月30日 → 変更後 3年3月31日

※本件に関する手続きについては、特に必要ありません

寄附金控除の特例

新型コロナウイルス感染症の影響で、文化芸術・スポーツに関するイベントが中止、延期、規模の縮小となった場合、要件を満たせば、令和2年分の確定申告において寄付金控除が受けられます。

■対象者 中止等された文化芸術・スポーツに関するイベントのうち、国および県の指定を受けたイベントについて、チケットの払戻しを受けない(放棄した)ことを選択された人
※詳しくは、文化庁またはスポーツ庁ホームページをご確認ください

住宅ローン減税の適用要件の弾力化

住宅ローン減税について、新型コロナウイルス感染症の影響で、やむを得ず住宅への入居が遅れた場合、代替りの要件を満たすことで、期限内に入居した場合と同様の減税措置が適用されます。

※詳しくは、国土交通省ホームページをご確認ください



固定資産税および都市計画税の軽減

■対象者 新型コロナウイルス感染症の影響で、売上高が減少した中小事業者等(以下、事業者等)

■要件 令和2年2～10月までの連続する3か月間の売上高が、
前年の同期間と比べて30%以上減少した事業者等

■対象固定資産 上記要件を満たす事業者等が所有する事業用家屋、償却資産

■軽減内容 令和3年度分の固定資産税・都市計画税を軽減

※詳しくは、決定後広報たけとよ等でお知らせします

固定資産税の特例

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規設備投資を行う事業者等を支援する観点から、適用対象に事業用家屋と構築物が追加されました。

※詳しくは、中小企業庁ホームページをご確認ください